

○第253回動物用医薬品専門調査会議事概要メモ（非公開）

日時：令和4年6月27日（月） 9：30～11：48

議事概要

（1）動物用医薬品（牛ウイルス性下痢ウイルス（N^{pro} 及び E^{rns} 遺伝子欠損1型・2型）生ワクチン（ボベラ））に係る食品健康影響評価について

審議の結果、「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えた」とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

（2）動物用医薬品（モサプリド）に係る食品健康影響評価について

審議の結果、モサプリドの許容一日摂取量（ADI）を0.03 mg/kg 体重/日（モサプリドクエン酸塩として）とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

（3）動物用医薬品（クエン酸モサプリドを有効成分とする牛の強制経口投与剤（牛用プロナミド散2%））に係る食品健康影響評価について

審議の結果、「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えた」とすることが了承され、食品安全委員会に報告することとされた。

* 牛ウイルス性下痢ウイルス（N^{pro} 及び E^{rns} 遺伝子欠損1型・2型）生ワクチン（ボベラ）：
牛ウイルス性下痢ウイルス感染による臨床症状の軽減及び白血球減少の抑制並びに胎児への垂直感染の防止を目的としたワクチン剤です。

* モサプリド：
人用医薬品並びに馬及びイヌの消化器官用薬として使用されています。

* クエン酸モサプリドを有効成分とする牛の強制経口投与剤（牛用プロナミド散2%）：
牛における第一胃の運動機能低下の改善を目的とした動物用医薬品です